

保育補助者雇上げ強化事業

目的	<p>保育士の補助を行う保育士資格を持たない職員（以下「保育補助者」とする。）の雇上げに必要な費用を補助することにより、保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とする。</p>									
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育補助者（配置基準数※に含まれている者および処遇改善等加算を含む他の加算・雇用経費の補助事業の対象となる者を除く。）を、新たに1人以上雇用すること。ただし、本事業により新たに雇上げを行った保育補助者は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者として行うことができる。 ・ 保育補助者は、「子育て支援員研修（地域型保育）」（「保育ママ事業」における基礎研修を含む）を受講完了した者とする。ただし、雇用時点において当該要件を満たさない場合においては、厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成30年9月13日付け事務連絡に記載された保育に関する40時間以上の実習（以下「実習」とする。）を修了し、かつ雇用した当該年度中に「子育て支援員研修（地域型保育）」の受講を完了すれば、実習を開始した日から補助要件に該当するものとする。 ・ 保育補助者の配置による具体的な改善計画として「保育補助者配置にかかる改善計画書」（別紙8-1-1）を提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと。 ・ 保育補助者を含む職員の出退勤時間を必ず記録すること。 ・ 保育園等は、保育補助者が保育士資格の取得ができるように努めること。 									
補助対象	<p>月の初日時時点で補助要件を満たす月分の保育補助者の雇用に要する経費</p>									
算定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育補助者1人あたりの年額に、4月1日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員により算出される人数を上限に、実際に雇用している人数を乗じて、以下のとおり算出する。なお、1人が1年間（12か月）通して対象となる場合は年額、11か月以下の対象となる場合は、対象となる月数に月額を乗じて得た額とする。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">保育補助者1人につき</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">年額 3,104,000円</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">（月額 258,600円）</td> </tr> <tr> <td>・ 利用定員120人以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>・ 利用定員121人以上</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">最大2人</td> </tr> </table>	保育補助者1人につき	年額 3,104,000円	（月額 258,600円）	・ 利用定員120人以下	1名		・ 利用定員121人以上	最大2人	
保育補助者1人につき	年額 3,104,000円	（月額 258,600円）								
・ 利用定員120人以下	1名									
・ 利用定員121人以上	最大2人									

※ 配置基準数 公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

要綱第5条第2項（交付規則第4条の市長が必要と認める添付書類）

- ・ 施設職員名簿
- ・ 保育補助者配置にかかる改善計画書（別紙8-1-1）
- ・ 補助対象職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・ 子育て支援員研修修了証書（地域型保育）等（修了者のみ）
- ・ 補助対象職員が保育士資格を持たないことを証明するもの

要綱第9条第2項（交付規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更）

- ・ 対象職員の給与額の変更により、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合
- ・ 補助要件を満たさない月があり、補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合

要綱第9条第3項（交付規則第6条第3項の必要な条件）

補助対象職員に異動がある場合

- ・ 施設職員名簿
- ・ 保育補助者配置にかかる改善計画書（対象職員変更用）（別紙8-1-2）
- ・ 新たに補助対象となる補助対象職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・ 新たに補助対象となる補助対象職員の子育て支援員研修修了証書（地域型保育）等（修了者のみ）
- ・ 新たに補助対象となる補助対象職員が保育士資格を持たないことを証明するもの

要綱第13条第2項（交付規則第14条のこれに相当する書類その他市長が必要と認める添付書類）

- ・ 職員配置の状況及び人件費計算書
- ・ 全職員の源泉徴収簿又は当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- ・ 資金収支決算内訳表等（提出予定見込みのもの）写し
- ・ 大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（保育補助者雇上げ強化事業）実績内訳書（別紙8-2）
- ・ 本市が指定する期間の当該施設における補助対象職員の出勤及び退勤時間が記録された書類
- ・ 子育て支援員研修修了証書（地域型保育）等（交付申請・変更承認申請時に提出していない保育補助者の分のみ）
- ・ 保育補助者実習等修了証明書（雇用開始日時点で子育て支援員研修を修了していない保育補助者の分のみ）

種 別 ()
 施設名 (_____)

保育補助者配置にかかる改善計画書

1. 施設の利用定員数

利用定員 人 最大対象者数 人

2. 配置する保育補助者

○対象者 1 人目

対象者の氏名			
雇用期間 契約期間	~		
補助対象期間	~		月数
資格			
雇用形態			
雇用状況 (人件費積算) *法定福利費含む	月額 給与	円 × 0 ヲ月 =	円

○対象者 2 人目

対象者の氏名			
雇用期間 契約期間	~		
補助対象期間	~		月数
資格			
雇用形態			
雇用状況 (人件費積算) *法定福利費含む	月額 給与	円 × 0 ヲ月 =	円

算定基準額 内訳	
1人目	2人目
円	円

対象事業費見込み額
0 円

収支予算書 A欄 に記入

算定基準額 (補助限度額)
0 円

収支予算書 D欄 に記入

3. 保育士の負担軽減等に関する改善計画書

改善計画

① 保育補助者に主にどのような業務を行わせるか（複数回答可）

- 保育士と共に行う保育および保育の補助
- 保育の準備業務
- 午睡時の見守り確認・記録業務等
- 食事摂取の援助等
- その他

② 職員の雇用管理や勤務状況の改善に主にどのように取り組んでいるか（複数回答可）

- 保育士数の増員を行い、休暇取得促進や超過勤務の縮減を行う
- この補助金以外の方法で無資格者の増員を行い、休暇取得促進や超過勤務の縮減を行う
- その他

③ 保育補助者が、今後子育て支援員研修を受講する場合、いつ受講するか

研修受講予定 月ごろ （第 回次）

④ 保育補助者の保育士資格の取得を法人としてどのように努めるか（複数回答可）

- 保育現場での実習を行う
- 保育士試験のための研修を実施する
- 参考書籍を貸与する
- その他

（添付書類）

- ・ 施設職員名簿
- ・ 補助対象職員の雇用契約書等（正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所）の写し
- ・ 子育て支援員研修（地域型保育）修了証書等（修了者のみ）
- ・ 補助対象職員が保育士資格を持たないことを証明するもの

種 別 ()

施設名 (_____)

保育補助者配置にかかる改善計画書 (対象職員変更用)

1. 配置する保育補助者

○対象者 1 人目

対象者の氏名			
雇用期間 契約期間	~		
補助対象期間	~		月数
			0
雇用状況 (人件費積算) *法定福利費含む	月額 給与	円 ×	ヵ月 =
			0 円



対象者の氏名			
雇用期間 契約期間	~		
補助対象 期 間	~		月数
			0
資 格			
雇用形態			
雇用状況 (人件費積算) *法定福利費含む	月額 給与	円 ×	ヵ月 =
			0 円

○対象者 2 人目

対象者	
-----	--

対象者の氏名			
雇用期間 契約期間	～		
補助対象 期間	～		月数 0
雇用状況 (人件費積算) *法定福利費含む	月額 給与	円 ×	ヵ月 = 0 円



変更事項	
------	--

対象者の氏名			
雇用期間 契約期間	～		
補助対象 期間	～		月数 0
資格			
雇用形態			
雇用状況 (人件費積算) *法定福利費含む	月額 給与	円 ×	ヵ月 = 0 円

算定基準額 内訳	
1人目	2人目
円	円

対象事業費見込み額
0 円

収支予算書 A欄 に記入

算定基準額 (補助限度額)
0 円

収支予算書 D欄 に記入

(添付書類)

- ・ 施設職員名簿
- ・ 新たに補助対象となる補助対象職員の雇用契約書等 (正規職員の場合は、雇用開始日がわかるものと就業規則の勤務時間が定められた箇所) の写し
- ・ 新たに補助対象となる補助対象職員の子育て支援員研修 (地域型保育) 修了証書等 (修了者のみ)
- ・ 新たに補助対象となる補助対象職員が保育士資格を持たないことを証明するもの

種 別 (

施設名 (_____

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金（保育補助者雇上げ強化事業）実績内訳書

1 保育補助者の状況

対象職員の氏名		
(変更後)		
子育て支援員 修了証書番号		
(変更後)		
雇用期間 契約期間	～	～
(変更後)	～	～
補助対象期間	～ カ月	～ カ月
雇用形態		
(変更後)		

2 保育補助者配置状況（各月初日時点） *月次利用報告書から記載のこと

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基準配置 必要従事者数①						
有保育従事者数合計②	OK	OK	OK	OK	OK	OK
保育補助者配置数③						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準配置 必要従事者数①						
有保育従事者数合計②	OK	OK	OK	OK	OK	OK
保育補助者配置数③						

補助対象月数合計	保育補助者配置数合計
ヵ月	0

OK

算定基準額（補助限度額）

	1人目	2人目
対象月数	ヵ月	ヵ月
基準額	0	0

0

(添付書類)

- ・ 職員配置の状況及び人件費計算書
- ・ 全職員の源泉徴収簿又は当該年度分が1人1枚になった賃金台帳の写し
- ・ 資金収支決算内訳表等（提出予定見込みのもの）写し
- ・ 本市が指定する期間の当該施設における補助対象職員の出勤及び退勤時間が記録された書類
- ・ 子育て支援員研修（地域型保育）修了証書等（交付申請・変更承認申請時に提出していない保育補助者の分のみ）
- ・ 保育補助者実習等修了証明書（雇用開始日時点で子育て支援員研修を修了していない保育補助者の分のみ）